

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、狭山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 狭山都市計画区域における位置等

狭山都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県南西部に位置しています。

また、狭山都市計画区域に含まれる土地の区域は、狭山市の行政区域の全域です。

【3・4・4号熊谷入間線】

本路線は、国道299号及び国道407号の一部を成し、狭山市笹井1丁目(入間市境)を起点とし、同市大字根岸字三王塚(日高市境)に至る延長約2,180m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更理由

本路線に接続する3・5・13号笹井柏原線の区域の変更(市決定)に伴い、交差点形状が変更になるため、一部区域を変更し、併せて車線の数を2と定めるものです。

III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・4号熊谷入間線	約 2,180m	2車線 (ー)	16m	・一部区域の変更 ・車線数の決定

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路(狭山市決定)